

## ハッ場ダム（群馬）・原告準備書面(2)(3)要約版

平成17年12月16日  
弁護士 福田寿男

本日、原告から提出した準備書面の概要につき、次のとおりご報告いたします。

### 1 原告準備書面（2）について

原告は、請求の趣旨第2項というところで、被告が「ダム使用権の設定を受けるべき地位」（ダム使用権設定予定者の地位）にあることを前提に、国に対し、ハッ場ダム使用権設定申請を取下げる権利の行使を怠る事実が違法であることの確認を求めました。

これに対して、被告らは、①そもそも、当方が主張するダム使用権設定予定者の地位なるものは「財産」権とはいはず、「財産」管理行為の適法性を問題とする住民訴訟の対象とならないこと、また、②仮に「財産」に当たるとしても、ダム使用権設定申請の取下げは、円滑な利水行政の推進を図る見地からする利水行政担当者としての行為（判断）であって、「財務会計上の財産管理行為」に当たらない、と主張しています。

しかし、まず、「ダム使用権設定予定者の地位」についてですが、そのような地位であっても、(1) 実体的・形式的な要件が整えば、設定予定者は将来ダム使用権の設定を受ける排他的権利を確保でき、ダム使用権が認められた者に類似した地位にあること（逆に言えば、予定者の地位を全くの無と捉えることは不合理であること）、(2) その反面、設定予定者は所定の負担金納付義務を負うけれども、ダム使用権設定申請が取下げられた場合には負担金の還付等がされるので、設定予定者の地位は出資による権利に類似することなどから、「財産性」は肯定されるべきです。

また、ダム使用権設定申請の取下げが「財産管理行為」に当たるか、との点についてですが、ダム使用権が県にとって不要であると判断される場合に、速やかに設定予定者たる地位の取り下げを行って、これを保持し続けることによる損害を回避することは、「財産管理行為」以外の何物でもないはずです。

### 2 原告準備書面（3）について

また、被告は、被告準備書面の中で、「原告らの主張は、国の事業である本件計画等の適否を争おうとするもので住民訴訟制度の趣旨を逸脱した濫用の請求である」、「原告らの主張には、被告らが財務会計法規上の義務に違反していることの主張がないし、被告らには財務会計法規上の義務違反はない」、「本件ダム建設現場は河川環境を悪化させるとの原告らの主張は、財務会計法規上の義務についての主張ではなく失当であり、河川法1条は本件請求の根拠とはならない」などと繰々主張しています。

確かに、住民訴訟の対象は財務会計行為の違法性に限られますが、財務会計行為の違法性は、当該行為自体だけについて論じられるものではなく、当該行為に先行する原因行為に違法性が存在する場合に、その原因行為の違法性が財務会計行為に承継されて違法となる場合があり、このことは判例上も認められています。

これが「先行行為の違法性の承継」の問題です。

そして、違法性が承継される条件として、最高裁の判例は、

ア 原因行為となる処分が、著しく合理性を欠いていること

イ そのために、これに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在していること

という基準を明示しています。

この点、① ハッ場ダムが建設されても、群馬県をはじめとする関係都県への治水上の利益はありません。ハッ場ダムは、降雨確率で200年に1度の割合で来襲した昭和22年9月の時のいわゆる「カスリン台風」規模の洪水に備える為に計画されたものですが、計画の前提となる降水量、基本高水（きほんたかみず）などに根本的疑問があるばかりでなく、周辺の森林伐採が進行していた当時の状況とは異なり、その後の大雨の降水によっても流水は少なくなっているのが現実であり、ハッ場ダムは治水上不必要なものです。② また、ハッ場ダム事業は、利水上の必要性もありません。高度成長期以後、長期の水需給計画では、10年ごとに水需要が増え続けるとして、巨額の資金を投入してダム建設が行われてきましたが、現在、水需要はそれほど増加せず、逆に減る傾向にあり全国的にも水余りの状態となっています。ハッ場ダム計画は、高度成長期の水需要を前提にして作成された「ウォータープラン2000」のもとで策定されたもので、その具体化が「利根川第4次フルプラン」ですが、水需要は下降線をたどっており、これからの人団の減少、節水器具の普及等により水余り現象は続きますから、ハッ場ダムは利水上の必要性も欠いています。③ さらに、ハッ場ダム建設予定地については、地盤の危険性が存在しています。吾妻川中流部の深い谷は、40万年以上の期間をかけて川の流れが岩盤を削って造りあげた自然の造形ですが、この時間の経過の中で、上部の岩盤が削り取られた為に深部の岩盤が浮き上がり（リバウンド）、川の両岸の岩盤には水平的な亀裂（シーティング摂理）が無数に発達しています。国の技術規準では、ダムサイトの安全規準として、重い堰堤を支え、また、堰堤を介して貯水池の水圧等を受けとめる岩盤には相応の強度を求め、かつ岩盤は水をほぼ通さないものが必要としています。ハッ場ダムサイト周辺の岩盤は透水性が高く、基準値の数倍から数百倍という数値を示しており、また、ダムサイト左岸には「じょう乱帶」という変質したもろい岩盤帯が存在し、右岸上流には温泉の熱で変質した岩とはいえない状態の地質が広く広がっていますから、ダムサイトの地盤の安全性は保障されておらず、その上、左岸の林地区や右岸の横壁地区などに湛水地滑りの危険性も存在しています。④ 以上に付け加えて、吾妻川に流れ込む強酸性の水質を改善するため投入されている中和生成物の堆積等により堆砂が早期に進行しダムとしての役割が早期に失われてしまうこと、日本でも有数な自然の宝庫といえる建設予定地周辺の貴重な環境について詳細かつ継続的な調査を行わずにダムを建設することによって環境の破壊をもたらすこと、ハッ場ダム建設により生活の場を奪われる人たちに対する生活再建のめどがたっていないこと等の問題も存在しています。

以上のところから、ハッ場ダム建設は必要性を欠き有害でさえあるので、国土交通大臣による納付通知（先行行為）が著しく合理性を欠くものであることは明らかです。そのために、県による公金支出等にも、予算執行の適正を確保するという見地から看過することのできない瑕疵が存在していることもまた明らかなることです。

以上